

第4期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 第四北越銀行本店2階
だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

新型コロナウイルス感染症拡大防止 についてのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康状態にかかわらず、極力ご来場をお控えいただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会当日の様子は、後日、当社ホームページでの動画配信を予定しております。

新型コロナウイルス感染症防止対応の詳細は同封文書の【新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願い】をご参照ください。なお、今後の状況の変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は当社ホームページ（<https://www.dhfg.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席されない場合

インターネット等または郵送により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

スマートフォン・タブレット端末・パソコン



2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分まで

詳細は6頁～7頁をご覧ください。

郵送



2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分到着分まで

詳細は8頁をご覧ください。

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



招集ご通知をスマートフォン・
タブレット端末・パソコンから
もご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7327/>



詳細は7頁をご覧ください。

【お知らせ】

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆さまのお手元には簡易な招集ご通知（ウェブサイトには株主総会資料を掲載したこと及びそのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回の定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きを2022年9月1日から2023年3月31日までにお取りいただく必要がございます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行（専用ダイヤル 0120-696-505 受付時間：土・日・祝日を除く平日 9:00～17:00）へお問い合わせください。



DAISHI HOKUETSU
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ

経営理念

お客さまへ

経営資源の活用や
コンサルティング機能の強化による
商品・サービスの拡充、利便性の向上

地域社会へ

当社グループのノウハウやネットワークの活用・
サステナビリティ経営の実践等による
地域社会の発展への永続的な貢献

お客さま

地域社会

第四北越フィナンシャルグループの経営理念

私たちは

信頼される金融グループとして

行動の規範(プリンシプル)

みなさまの期待に応えるサービスを提供し
地域社会の発展に貢献し続けます

使命(ミッション)

変化に果敢に挑戦し
新たな価値を創造します

あるべき姿・方向性(ビジョン)

株主のみなさま

従業員

株主のみなさまへ

経営統合効果による
当社グループの企業価値の向上

従業員へ

挑戦・活躍する場を広げることによる
一人ひとりの働きがいの向上

目次

ごあいさつ	2
第4期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使方法のご案内	5

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	9
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	11
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	20

添付書類

第4期事業報告	29
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告書	69

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第四北越フィナンシャルグループは、設立4年目を迎え、また当社の完全子会社である第四北越銀行は本年1月に合併1周年を迎えることができました。これもひとえに皆さまからのご理解とご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。



第四北越銀行が140有余年にわたり築き上げてきた地域の皆さまからの信頼を礎に、当社グループはグループ総合力を最大限発揮し、経営理念にある地域社会への永続的な貢献に向け、全役職員が志をひとつに、「一志団結」して、皆さまのご期待に応えるサービスを提供するとともに、変化に果敢に挑戦し新たな価値を創造することで、新潟県内最大の金融・情報サービスグループとしての責務を果たしてまいりたい所存です。

当社グループの今後の活動に是非ともご期待いただき、従来にもましてご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

志をひとつに
一志団結

2022年5月31日
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗道郎

株主各位

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗 道郎

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切な感染防止策を実施した上で開催させていただくことといたしました。そのため、第3期と同様に株主総会会場の座席数を少数といたします。あらかじめご了承くださいますとともに、株主総会当日は感染拡大防止ならびに株主さまの健康と安全を第一に考え、極力ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月23日(木曜日)午後5時20分まで**に、インターネット等または書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の様につきましては、後日、当社ホームページ (<https://www.dhfg.co.jp/>) を通じて動画配信する予定としております。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
- 2. 場 所** 第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
(巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
 - 報告事項** 第4期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

(電子提供制度に関するお知らせ)

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回(2023年3月以降)の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆さまのお手元には簡易な招集ご通知(ウェブサイト)に株主総会資料を掲載したこと及びそのアドレスを記載したお知らせ)のみをお届けすることになります。

次回の定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きを2022年9月1日から2023年3月31日までにお取りいただく必要がございます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行(電子提供制度専用ダイヤル0120-696-505 受付時間：土・日・祝日を除く平日9:00~17:00)へお問い合わせください。

- 株主総会当日は、会場後方から、後日の動画配信のための撮影を行っておりますので、あらかじめご了承ください。

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、インターネット等による方法、議決権行使書用紙を郵送する方法がございます。詳しくは5頁～8頁をご覧ください。

(2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 不統一行使の取り扱い

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社へご通知ください。

(4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.dhfg.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①から③までの事項も含まれております。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記②及び③の事項も含まれております。

以上

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.dhfg.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主さまは、本社代表（電話025-224-7111）までお知らせください。
また当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

議決権行使方法のご案内

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照いただき、いずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合の議決権行使

インターネット等（スマートフォン・タブレット端末・パソコン）

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

行使
期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分まで

詳細は、6頁～7頁をご覧ください。

機関投資家の皆さまへ：「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご投函ください。

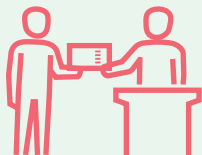


行使
期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時20分到着分まで

詳細は、8頁をご覧ください。

株主総会にご出席される場合の議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



開催
日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時 開会（受付開始：午前9時）

開催
場所 第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

会場の詳細は、巻末をご覧ください。

- ※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時20分まで

スマートフォン・ タブレット端末をご利用の方 (QRコードを読み取る方法)

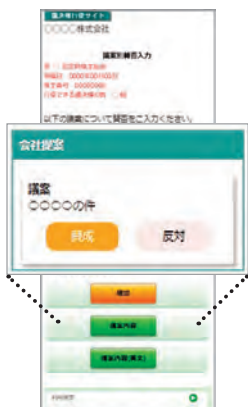
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード*を読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



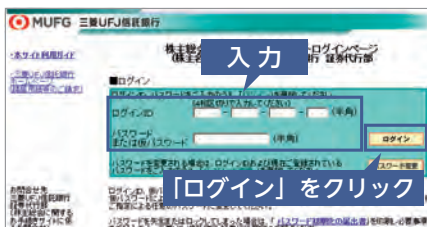
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。

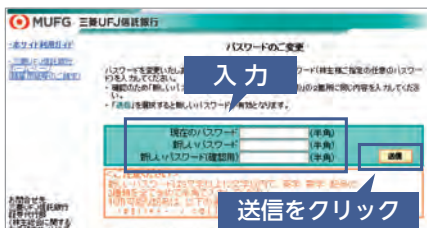
パソコンをご利用の方 (ログインID・パスワード入力による方法)

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙のQRコード右側に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードをご登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

ご注意事項

- スマートフォン、タブレット端末、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。

以下のウェブサイト「ネットで招集」では、インターネット上で「招集ご通知」をご覧いただけるほか、議決権行使ウェブサイトへのアクセスもご案内することができます。詳しくは以下のインフォメーションをご覧ください。

インフォメーション

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に

招集ご通知をスマートフォン・タブレット端末・パソコンからご覧いただけます。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/7327/>



議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトに直接アクセスいただけます。

「議決権行使」ボタンを押すと、以下の画面において「読取」か「移動」ボタンが選択いただけます。

「QRコード」をご利用の方は、「読取」を選択ください。議決権行使サイトをご利用の方は「移動」を選択ください。外部サイトにアクセスします。

読取

移動

- 「読取」ボタンを押すと自動でお持ちのカメラが起動しますので、議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。
- カメラが起動しない場合などは「移動」ボタンから、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

当社のホームページから様々な情報を見ることができます。

総会当日の様様を後日、動画でご覧いただくことができます。

重要

- インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

郵送による議決権行使のご案内



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、**下図のように切り取って**ご投函ください。
議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時20分到着分まで

こちらを切り取ってご投函ください

議決権行使書
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 御中 議決権の数 _____ 個

私は、2022年6月24日開催の株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 第4期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2022年 月 日

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	○	○
第2号議案	○	○
第3号議案	○	○

各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

選挙日現在のご所有株式数 _____ 株
議決権の数 _____ 個
<議決権の数は1単元ごとに1個となります。>

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、この用紙を切り離さず会場受付にご提出ください。
- よりお早めに議決権を行使ください。

○行使期限：2022年6月23日午後5時20分
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに郵送するようご返送ください。

①インターネットによる議決権の行使の場合
スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ログインID、仮パスワードによりログインしていただき、画面案内に従って、期限までに行使してください。

ログイン用QRコード

QRコード

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

第2号議案 全員賛成の場合：「賛」に○印
第3号議案 全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思が表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >
< 新 設 >	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

【第1号議案 定款一部変更の件に関する補足説明】

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供する制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では次回（2023年3月以降）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆さまのお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに株主総会資料を掲載したこと及びそのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回の定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きを2022年9月1日から2023年3月31日までにお取りいただく必要がございます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、座開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行（電子提供制度専用ダイヤル0120-696-505 受付時間：土・日・祝日を除く平日9：00～17：00）へお問い合わせください。

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第4期)
1	なみ き ふ じ お 並 木 富 士 雄	再任 代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	うえ ぐり みち ろう 殖 栗 道 郎	再任 代表取締役社長	12回/12回 (100%)
3	ひろ かわ かず よし 広 川 和 義	再任 代表取締役専務	12回/12回 (100%)
4	たか はし まこと 高 橋 信	再任 取締役	12回/12回 (100%)
5	しば た けん 柴 田 憲	再任 取締役	12回/12回 (100%)
6	た なか たか よし 田 中 孝 佳	再任 取締役	12回/12回 (100%)
7	まき とし ゆき 牧 利 幸	再任 取締役	12回/12回 (100%)
8	わた なべ まさ み 渡 辺 雅 美	再任 取締役	12回/12回 (100%)

候補者
番号

1

なみ き ふ じ お
並木 富士雄

再任



生年月日

1951年6月20日生（満71歳）*

所有する当社の株式数

8,600株

取締役在任年数

3年9ヶ月*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由

2005年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2011年6月から同行の代表取締役、2012年6月から同行の取締役頭取、2018年10月の当社設立時より代表取締役社長を務め、2021年4月からは当社の代表取締役会長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

1975年4月 株式会社第四銀行入行
 1998年8月 同 柏崎南支店長
 2000年2月 同 業務開発部長
 2002年2月 同 燕支店長
 2004年6月 同 三条支店長兼三条南支店長
 2005年6月 同 取締役三条支店長
 2006年6月 同 取締役上越駐在・高田支店長
 2007年4月 同 取締役兼執行役員上越駐在・高田支店長
 2008年4月 同 常務取締役営業本部長 営業統括部・リテール営業部・
 金融サービス部・経営相談所担当
 2009年6月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・
 経営相談所担当
 2009年7月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部担当
 2010年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・融資管理部担当
 2011年6月 同 専務取締役 総合企画部・融資統括部・審査部・融資管理部・
 東京事務所担当
 2012年6月 同 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室担当
 2018年10月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括
 2019年2月 株式会社第四銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室・
 監査部担当
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 取締役頭取
 取締役会議長 統括・秘書室・監査部担当
 2021年4月 当社 代表取締役会長 統括・監査部担当（現任）
 株式会社第四北越銀行 取締役 統括・監査部担当

重要な兼職の状況

北陸瓦斯株式会社 社外取締役
 株式会社新潟放送 社外取締役

候補者
番号

2

う え ぐ り み ち ろ う
殖栗 道郎

再任

生年月日

1962年12月24日生（満59歳）*

所有する当社の株式数

3,500株

取締役在任年数

3年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、総務部門、人事部門、事務部門、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役に務め、2021年4月からは当社の代表取締役社長、株式会社第四北越銀行の取締役頭取として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社第四銀行 入行
 2008年4月 同 柏崎南支店長
 2009年6月 同 総合企画部副部長
 2012年6月 同 総合企画部長
 2015年6月 同 東京支店長兼東京事務所長
 2016年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長
 2017年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長
 2017年6月 同 取締役兼執行役員グループ戦略企画部長
 2018年6月 同 常務取締役 総合企画部・東京事務所担当
 2018年10月 当社 取締役 経営企画部担当
 2019年6月 株式会社第四銀行 常務取締役
 総合企画部・東京事務所・総務部・人事部担当
 2020年6月 当社 取締役 システム事務統括部・営業企画部担当
 株式会社第四銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部担当
 2021年1月 当社 取締役 営業企画部担当
 株式会社第四北越銀行 常務取締役 営業本部担当
 2021年4月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括（現任）
 株式会社第四北越銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室担当
 （現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 取締役頭取

候補者
番号

3

ひろ かわ

広川

かず よし

和義

再任



生年月日

1961年8月19日生（満60歳）*

所有する当社の株式数

5,700株

取締役在任年数

3年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 取締役候補者とした理由

2015年6月に株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、人事部門、リスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2017年6月から同行の代表取締役、2018年10月の当社設立時より取締役に務め、2021年1月からは株式会社第四北越銀行の専務取締役、2021年4月からは当社の代表取締役専務として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社北越銀行 入行
 2008年7月 同 人事部副部長
 2010年7月 同 宮内支店長
 2012年6月 同 事務統括部長
 2015年6月 同 取締役総合企画部長
 2017年6月 同 専務取締役 総合企画部・人事部・秘書室・東京事務所担当
 関連会社統括
 2018年6月 同 専務取締役 人事部・秘書室・東京事務所担当
 2018年10月 当社 取締役 人事企画部担当
 2019年4月 株式会社北越銀行 専務取締役 リスク統括部・人事部・秘書室・
 東京事務所担当
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務取締役 人事部担当
 2021年4月 当社 代表取締役専務 人事企画部・リスク管理部担当（現任）
 株式会社第四北越銀行 専務取締役 人事部・リスク統括部担当
 （現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 専務取締役

候補者
番号

4

たか はし まこと
高橋 信

再任

生年月日

1962年2月23日生（満60歳）*

所有する当社の株式数

4,150株

取締役在任年数

3年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、合併推進部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役に務め、2021年1月から株式会社第四北越銀行の常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社北越銀行 入行
 2008年7月 同 総合企画部 上席調査役
 2009年7月 同 五泉支店 支店長
 2011年6月 同 営業統括部 副部長兼営業推進役
 2012年7月 同 融資部付 上席調査役
 2013年6月 同 融資部 部長
 2015年6月 同 営業統括部 部長
 2017年6月 同 取締役総合企画部 部長
 2018年6月 同 常務取締役総合企画部 部長 関連会社統括
 2018年10月 当社 取締役 合併推進部 担当
 2019年4月 株式会社北越銀行 常務取締役
 総合企画部・合併推進部 担当 関連会社統括
 2021年1月 当社 取締役 合併推進部・システム事務統括部 担当
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部 担当
 2021年4月 当社 取締役 地域創生部・システム事務部門 担当
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部・
 営業本部 担当
 2021年6月 当社 取締役 総務部・システム事務部門 担当（現任）
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部・
 総務部 担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

5

しば た けん
柴田 憲

再任



生年月日 1967年1月19日生（満55歳）*

所有する当社の株式数 2,500株

取締役在任年数 2年*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 取締役候補者とした理由

2018年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、リスク管理部門、有価証券運用部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年6月から当社の取締役、同行の常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。

■ 略歴、地位及び担当

- 1989年4月 株式会社第四銀行入行
- 2011年2月 同 燕南支店長
- 2012年6月 同 総合企画部副部長
- 2015年6月 同 総合企画部長
- 2018年6月 同 取締役兼執行役員総合企画部長
- 2018年10月 当社 経営企画部長
- 2020年6月 当社 取締役経営企画部長 リスク管理部担当
株式会社第四銀行 常務取締役総合企画部長
東京事務所・リスク統括部担当
- 2021年1月 当社 取締役 経営企画部・リスク管理部担当
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所・リスク統括部担当
- 2021年4月 当社 取締役 経営企画部・グループ戦略推進部担当
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所担当
- 2021年6月 当社 取締役
経営企画部・グループ戦略推進部・市場運用部門担当（現任）
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所・市場運用部担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

6

た なか たか よし
田中 孝佳

再任

生年月日

1963年6月15日生（満59歳）*

所有する当社の株式数

4,826株

取締役在任年数

1年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年6月から当社の取締役、株式会社第四北越銀行の常務取締役本店営業部長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

- 1987年4月 株式会社第四銀行 入行
- 2009年2月 同 長岡市役所前支店長
- 2011年2月 同 五泉支店長
- 2013年6月 同 十日町支店長
- 2015年6月 同 人事部長
- 2017年6月 同 執行役員人事部長
- 2018年10月 当社 人事企画部担当部長
- 2019年6月 株式会社第四銀行 取締役兼執行役員人事部長
- 2020年6月 同 常務取締役本店営業部長兼新潟空港出張所長 人事部担当
- 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長
- 2021年6月 当社 取締役（現任）
株式会社第四北越銀行
常務取締役本店営業部長兼新潟空港出張所長
- 2021年7月 同 常務取締役本店営業部長兼新潟支店長兼新潟空港出張所長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

7

まき
牧とし ゆき
利幸

再任



生年月日

1966年12月19日生（満55歳）*

所有する当社の株式数

900株

取締役在任年数

1年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年6月から当社の取締役地域創生推進本部長兼地域創生部長、株式会社第四北越銀行の常務取締役営業本部長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

■ 略歴、地位及び担当

- 1990年4月 株式会社第四銀行 入行
- 2013年4月 同 法人営業支援部 副部長
- 2014年6月 同 審査部 副部長
- 2015年6月 同 亀田支店 支店長
- 2017年6月 同 三条支店 支店長兼三条東支店 支店長
- 2018年6月 同 執行役員コンサルティング推進部 部長
- 2018年10月 当社 営業企画部 部長
- 2019年6月 株式会社第四銀行 取締役兼執行役員コンサルティング推進部 部長
- 2019年6月 同 取締役兼執行役員営業部 部長
- 2020年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進部 部長
- 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務執行役員営業本部長兼地方創生推進部 部長
- 2021年4月 当社 地域創生部 部長
- 2021年6月 当社 取締役地域創生推進本部長兼地域創生部 部長（現任）
株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長
コンサルティング事業部・事業開発企画部 担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

8

わた なべ まさ み
渡辺 雅美

再任

生年月日

1961年1月23日生（満61歳）*

所有する当社の株式数

1,212株

取締役在任年数

1年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、融資部門、有価証券運用部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の専務執行役員を務め、2021年6月からは当社の取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

1983年4月 株式会社北越銀行 入行
 2006年6月 同 監査部査定統括室長
 2008年6月 同 白根支店長
 2009年12月 同 融資第二部審査役
 2010年4月 同 融資第二部副部長
 2012年6月 同 直江津支店長
 2014年4月 同 融資第二部長
 2017年4月 同 融資部長
 2017年6月 同 取締役新潟支店長
 2019年6月 同 常務取締役 融資部・市場営業部担当
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務執行役員上中越地区担当
 2021年4月 同 専務執行役員長岡本店営業部長
 2021年6月 当社 取締役（現任）
 2021年7月 株式会社第四北越銀行
 専務執行役員長岡本店営業部長兼長岡営業部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 専務執行役員

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役ならびに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。本議案が原案どおり承認可決されまると、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名のうち、木村裕、増田宏一、福原弘、小田敏三、松本和明の5氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、第2号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されまると、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員は5名となり、引き続き当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況(第4期)
1	木村 裕	再任 取締役（監査等委員）	12回／12回 (100%)
2	小田 敏三	再任 取締役（監査等委員） （社外取締役）	11回／12回 (91%)
3	松本 和明	再任 取締役（監査等委員） （社外取締役）	12回／12回 (100%)
4	白井 正	新任 -	-
5	菊池 弘之	新任 -	-

候補者
番号

1

きむら ゆたか
木村 裕

再任

生年月日

1963年6月5日生（満59歳）*

所有する当社の株式数

1,300株

取締役在任年数

2年*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長を歴任後、経営監理部長、リスク統括部長、当社リスク管理部長を務めるなどリスク管理、コンプライアンス部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年6月より当社の監査等委員である取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。

略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社第四銀行入行
2009年2月 同 河渡支店長
2011年2月 同 巻支店長
2013年2月 同 村上支店長
2015年2月 同 経営監理部長
2017年3月 同 リスク統括部長
2018年10月 当社 リスク管理部長
2020年6月 同 取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

なし

候補者
番号

2

おだ とし ぞう
小田 敏三

再任

独立



生年月日 1950年6月8日生（満72歳）*

所有する当社の株式数 3,100株

取締役在任年数 3年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の社外監査役に就任し、2016年6月からは同行の監査等委員である社外取締役を務め、2018年10月の当社設立時より監査等委員である社外取締役として、公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1974年4月 株式会社新潟日報社入社
 2008年3月 同 取締役
 2010年3月 同 常務取締役
 2013年3月 同 専務取締役
 2014年3月 同 代表取締役社長
 2014年6月 株式会社新潟放送 社外取締役（現任）
 2015年6月 株式会社第四銀行 社外監査役
 2016年6月 同 社外取締役（監査等委員）
 2018年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2022年3月 株式会社新潟日報社 代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社新潟日報社 代表取締役会長

株式会社新潟放送 社外取締役

※小田敏三氏は、2022年6月23日付で株式会社新潟放送の社外取締役を退任し、同日付で同社の監査役に就任予定です。

■ 独立性について

小田敏三氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記27頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、株式会社新潟日報社の代表取締役会長を務めておりますが、同社と当社グループ会社との間における2021年度の取引額は、同社売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

3

まつもと
松本

かず あき
和明

再任

独立



生年月日

1970年11月4日生（満51歳）*

所有する当社の株式数

100株

取締役在任年数

3年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年10月の当社設立時より監査等委員である社外取締役として、大学教授としての経営学や経営理論に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、地位及び担当

- 1999年4月 長岡短期大学経営情報学科 専任講師
- 2005年4月 長岡大学産業経営学部産業経営学科 助教授
- 2006年4月 長岡工業高等専門学校 非常勤講師
- 2007年4月 長岡大学経済経営学部人間経営学科 准教授
- 2011年4月 明治大学大学院経営学研究科 兼任講師（現任）
- 2012年4月 長岡大学経済経営学部人間経営学科 教授
- 2015年4月 長岡技術科学大学工学部 非常勤講師
- 2016年4月 新潟国際情報大学国際学部 非常勤講師
- 2017年4月 長岡大学経済経営学部経済経営学科 教授
- 2018年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年4月 京都産業大学経営学部マネジメント学科 教授（現任）

■ 重要な兼職の状況

京都産業大学経営学部マネジメント学科 教授

■ 独立性について

松本和明氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記27頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、京都産業大学経営学部教授として教鞭を執っておりますが、同大学は当社グループ会社との間に取引はございません。

候補者
番号

4

しらい ただし
白井 正

新任

独立



生年月日

1957年1月18日生（満65歳）*

所有する当社の株式数

0株

※年齢は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び情報処理システム監査技術者として長年にわたり企業の会計監査やシステムコンサルティング業務に従事する等、財務・会計やシステムに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、地位及び担当

1981年 9月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所

1984年 4月 公認会計士登録

1992年 4月 日本公認会計士協会 情報システム委員会委員長

1993年 6月 有限責任監査法人トーマツ パートナー

2007年 6月 同 新潟事務所 所長

2015年10月 同 評議員・監査委員会委員長

2018年10月 同 監査イノベーション&デリバリーセンター センター長

2020年10月 かなで監査法人 監事（現任）

■ 重要な兼職の状況

かなで監査法人 監事

■ 独立性について

白井正氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記27頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、かなで監査法人の監事を務めておりますが、同監査法人と当社グループ会社との間に取引はございません。

また、過去に有限責任監査法人トーマツに勤務しておりましたが、2020年9月に同監査法人を退職しております。なお、同監査法人と当社グループ会社との間における2021年度の取引額は、同監査法人売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

5

きくち ひろゆき
菊池 弘之

新任

独立

生年月日

1965年1月6日生（満57歳）*

所有する当社の株式数

0株

*年齢は本総会終結時点



■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての長年にわたる職歴を通じて、法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、地位及び担当

1996年4月 弁護士登録（新潟県弁護士会所属）
2004年6月 榎谷小路法律特許税務事務所 所長（現任）
2005年4月 弁理士登録
2006年4月 税理士登録
2016年8月 新潟県弁護士会 会長
関東弁護士会連合会 常務理事

■ 重要な兼職の状況

榎谷小路法律特許税務事務所 所長

■ 独立性について

菊池弘之氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記27頁<ご参考1>を参照願います）を充足しております。

同氏は現在、榎谷小路法律特許税務事務所の所長を務めておりますが、同氏及び同事務所は当社グループ会社から金銭その他の財産上の利益を得ておりません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田敏三、松本和明、白井正及び菊池弘之の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は小田敏三及び松本和明の2氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。2氏の再任が承認可決された場合には、当社は2氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、白井正及び菊池弘之の2氏の選任が承認可決された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役ならびに執行役員であり、保険料は当社および子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。本議案が原案どおり承認可決されますと、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は小田敏三及び松本和明の2氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、2氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、白井正及び菊池弘之の2氏につきましても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、2氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定です。

以上

<ご参考1>

社外取締役候補者の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしております。

【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近^{※1}において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な^{※2}取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な^{※2}取引先、またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額^{※3}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当社グループから多額^{※3}の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要株主^{※4}、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者^{※5}は除く）の近親者^{※6}
 - A：上記（1）～（5）に該当する者
 - B：当社グループの子会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※2 「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※3 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

※4 「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

※5 「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

※6 「近親者」の定義

配偶者及び二親等内の親族

<ご参考2>

- ・当社は取締役会が備えるべき知識・経験・能力として、一般企業に共通する9項目に、地域金融グループである当社特有の4項目を加えた13項目を特定しております。

	備えるべき知識・経験・能力
一般企業共通	①企業経営、②経営戦略・サステナビリティ、③リスク管理、④人事管理、⑤営業、⑥経営理論、⑦財務会計、⑧法律、⑨IT・システム
地域金融グループ特有	⑩企業審査、⑪市場運用、⑫システム事務、⑬地域行政

- ・社内取締役候補者が経験を有する分野及び当社が社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであり、当社が経営理念を実践し、中期経営計画を実現するために必要なスキルを取締役会全体として確保しております。

氏名	社内取締役候補者が 経験（担当役員又は所管部長）を有する分野							当社が社外取締役（候補者） に特に期待する分野					
	②	③	④	⑤	⑩	⑪	⑫	①	⑥	⑦	⑧	⑨	⑬
	経営戦略・サステナビリティ	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム事務	企業経営	経営理論	財務会計	法律	IT・システム	地域行政
監査等委員でない取締役	並木 富士雄 再任	●	●		●	●							
	殖栗 道郎 再任	●		●	●		●						
	広川 和義 再任	●	●	●			●						
	高橋 信 再任	●			●	●	●						
	柴田 憲 再任	●	●					●					
	田中 孝佳 再任			●									
	牧 利幸 再任				●								
	渡辺 雅美 再任					●	●						
監査等委員である取締役	木村 裕 再任		●										
	小田 敏三 再任 社外							●					
	松本 和明 再任 社外								●				
	森 邦雄 社外												●
	白井 正 新任 社外									●		●	
菊池 弘之 新任 社外											●		

(注) 1. 社外表示は、社外取締役かつ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
 2. 上記一覧表は社外取締役が有するすべての知見を表すものではありません。
 3. 森邦雄氏は現任の監査等委員である取締役です。

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社第四北越銀行(以下、「第四北越銀行」といいます。)を含む連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、情報・通信業務、人材紹介業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスをご提供しております。

金融経済環境

国内経済

2021年度の国内経済を顧みますと、第2四半期までは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等の継続的な発出などから一部に弱い動きがみられました。第3四半期以降、新規感染者数が減少したことなどにより、総じて持ち直しの動きとなりましたが、第4四半期に入り新たな変異株の感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響によるエネルギー価格の高騰などから、個人消費などの持ち直しに足踏みがみられました。

地域経済

当社グループの主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響などから、個人消費や輸出、生産の一部に弱い動きがみられましたが、企業の設備投資が比較的堅調に推移したことなどから、総じて持ち直しの動きとなりました。

金融情勢

為替相場は、年度初に1ドル=110円台で始まり、その後110円を挟み膠着した展開となりました。10月以降、国内経済の回復力の弱さを背景に115円台まで円安が進行した後、今年3月に入り日米の金利差拡大観測などから円安が加速し、一時、2015年8月以来の水準となる1ドル=125円台をつけ、年度末は1ドル=121円台となりました。

株式相場は、日経平均株価が年度初の29,000円台から、9月には30,000円台に回復しましたが、ウクライナ情勢を巡る不透明感などから、今年3月上旬には一時、1年4ヶ月ぶりに25,000円を下回りました。その後は経済の先行きへの警戒感が和らいだことなどから上昇に転じ、年度末には27,000円台を回復しました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、8月に一時0.00%まで低下しました。その後は米国を中心とした世界的な金利上昇の勢いに連れて、今年3月には一時0.25%まで上昇しましたが、日本銀行による金利抑制策などにより年度末には0.21%へ低下しました。

事業の経過及び成果

当社グループでは、第二次中期経営計画（2021年4月～2024年3月）の最重要経営課題である「収益力の強化」「経営の効率化」「健全性の維持・向上」の実現に向けて、4つの基本戦略「基本戦略Ⅰ. シナジー効果の発揮」「基本戦略Ⅱ. 生産性の飛躍的向上」「基本戦略Ⅲ. 人財力の育成・強化」「基本戦略Ⅳ. リスクマネジメントの深化」にグループ役職員が一丸となって取り組み、「合併シナジー」「グループシナジー」「T S U B A S A連携シナジー」の3つのシナジー効果※を最大限発揮することなどにより、業績の伸展と経営体質の強化を推し進めてまいりました。

当期（2021年4月～2022年3月）に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

※3つのシナジー効果とその内容

合併シナジー	ノウハウの共有や重複機能の整理、経営資源の再配分による収益力向上とコスト削減
グループシナジー	当社グループ企業が持つあらゆるサービスをワンストップかつ最適な形でご提供するグループ総合力の向上
T S U B A S A連携シナジー	地方銀行最大のアライアンスによる規模のメリットなどを活用した収益力向上とコスト削減

基本戦略Ⅰ シナジー効果の発揮

経営資源の再配分による金融・情報機能の深化 合併シナジー

第二次中期経営計画では、金融・情報機能の深化に向けて、店舗統合や本部スリム化、営業店業務改革などを通じた経営資源の再配分を積極的に進めており、2021年度はグループ内を中心に279名の再配置を実施いたしました。第四北越銀行では、営業店に駐在する本部所属のコンサルティング専担者を30名から70名へと40名増員したほか、個人ローンなどのご相談を承る「コンサルティングプラザ」を9拠点から11拠点に拡大いたしました。

今後も資産運用や事業承継などの分野に対する経営資源の再配分を戦略的に進め、一層多様化・高度化するお客さまのニーズに適切にお応えしてまいります。

新潟県内の営業店に駐在する本部所属のコンサルティング専担者

銀行合併前 30名 → 銀行合併後 70名

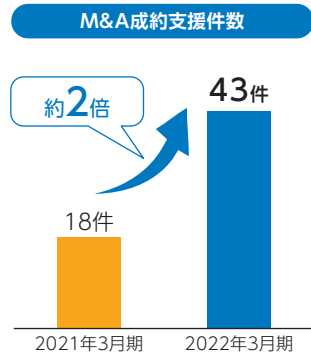
個人ローンなどの相談拠点：コンサルティングプラザの増設

銀行合併前 9拠点 → 銀行合併後 11拠点

事業報告

豊富な情報とネットワークを活用したコンサルティングの実践 **合併シナジー**

当社グループでは、新潟県内最大の金融・情報サービスグループとして有する豊富な情報とネットワークを活用した多面的なコンサルティングに取り組んでおります。その結果、第四北越銀行では、M&A（企業・事業の合併・買収）の成約支援件数が前期比約2倍の43件と大きく伸ばいたしました。今後も圧倒的な情報量に基づきコンサルティング機能の拡充を図ってまいります。

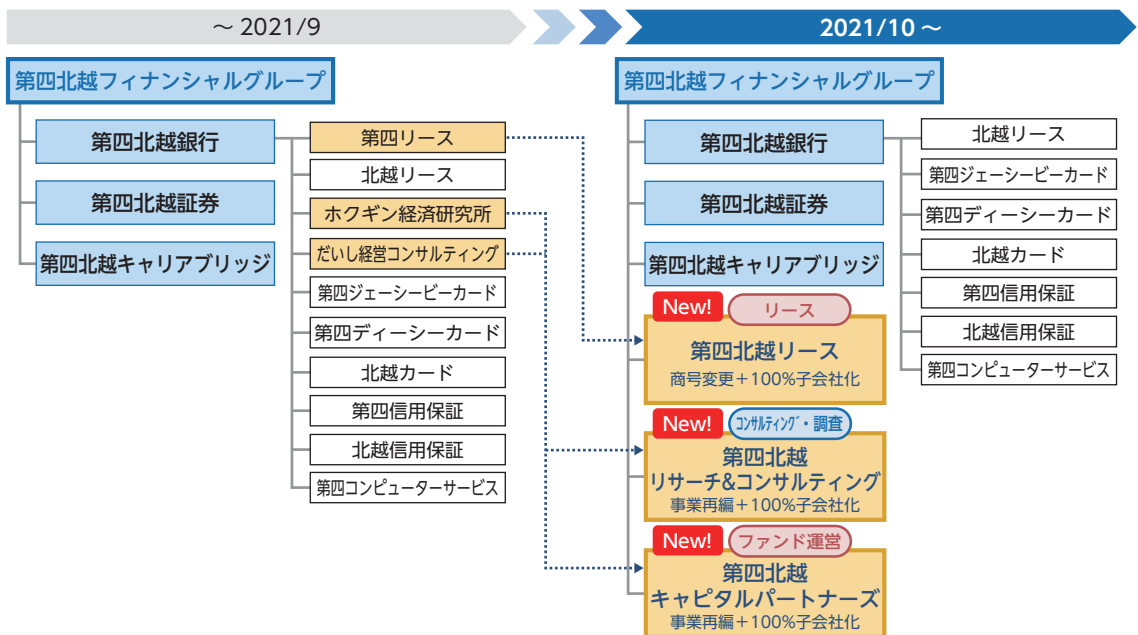


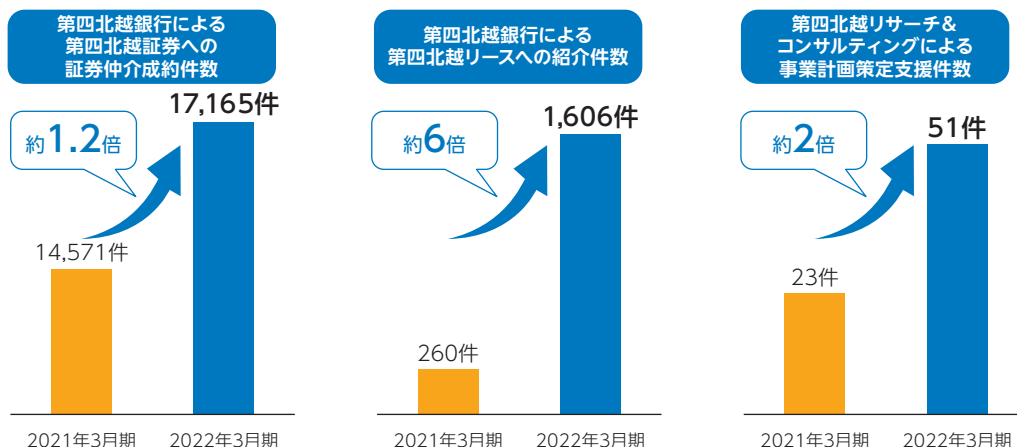
グループ総合力の発揮 **グループシナジー**

当社は、2021年10月に、グループシナジーの最大化に向けて、リース事業、コンサルティング・調査事業、ファンド運営事業を、それぞれ「第四北越リース株式会社」「第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社」「第四北越キャピタルパートナーズ株式会社」の3社に再編のうえ100%子会社といたしました。

2022年3月期は、第四北越銀行による第四北越証券への証券仲介成約件数が前期比約2割増加したほか、第四北越リースへの紹介件数が同約6倍、第四北越リサーチ&コンサルティングによるお客さまへの事業計画策定支援件数が同約2倍となるなど、当社グループ各社をご利用いただくお客さまが順調に増加しております。

今後も当社グループ内における連携を一層高め、グループ各社が有する機能をワンストップでお客さまへご提供することで、グループ総合力を発揮してまいります。





新たな事業領域の拡大 **グループシナジー**

当社では、地域貢献に向けた重要施策として、2019年4月から地域商社「株式会社ブリッジにいがた※」、同年10月から人材紹介会社「第四北越キャリアブリッジ株式会社」による新たな事業を開始し、地域が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組んでおります。

※株式会社ブリッジにいがたは非連結会社です。

① 地域商社「株式会社ブリッジにいがた」

株式会社ブリッジにいがたでは、「販路拡大」「観光振興」「生産性向上」の3つの事業に取り組んでおります。近時は新型コロナウイルス感染症による影響の長期化によって「生産性向上」へのニーズが一段と高まっており、当社グループのノウハウや知見を活用した業務改善コンサルティングとして、事業開始から2022年3月末までに、デジタル技術を活用した事務プロセスの自動化やペーパーレス化など99件のご支援を実施いたしました。なお、東京・日本橋にある直営アンテナショップでの新潟県産品の販路拡大や情報発信に加え、QRコードを活用した多言語翻訳ツールのご提供などによる観光振興のご支援にも積極的に取り組んでおります。

② 人材紹介会社「第四北越キャリアブリッジ株式会社」

第四北越キャリアブリッジ株式会社では、当社グループの豊富なネットワークを活用しながら、雇用・人材育成などに関するお客さまの経営課題の解決に向けた人材コンサルティングをご提供しております。地域商社と同様にお客さまからのニーズは非常に高く、事業開始から2022年3月末までのご相談受付件数は1,100件以上となっております。



「TSUBASAアライアンス※」の取り組み TSUBASA連携シナジー

第四北越銀行を含む地方銀行10行による広域連携の枠組みである「TSUBASAアライアンス」は、2015年10月の発足以来、システム分野にとどまらず、営業推進やリスク管理など幅広い分野での連携を深化させてまいりました。

2022年1月には、中立的な立場からオンラインで資産運用などのコンサルティングサービスをご提供する合併会社「株式会社オンアド※」を設立し、4月から営業を開始するなど、新たなビジネスモデルの探索にも連携して取り組んでおります。

今後も地銀最大規模となる本アライアンスを当社グループの「イノベーション加速のメインエンジン」と位置付け、より付加価値の高い金融・情報サービスをお客さまへご提供してまいります。

※TSUBASAアライアンス

2015年10月に「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」として、第四北越銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行の3行により発足した広域連携の枠組みです。2016年3月に株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、2019年3月に株式会社武蔵野銀行、2019年5月に株式会社滋賀銀行、2020年4月に株式会社琉球銀行、2020年12月に株式会社群馬銀行が加わり、現在10行が参加しております。



※株式会社オンアド

第四北越銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、及び野村ホールディングス株式会社の4者による共同出資会社です。「オンラインアドバイス」「オンリーアドバイス」が社名の由来となっております。

株式会社オンアドのホームページは右記QRコードからご覧いただけます。



「群馬・第四北越アライアンス」の発足 TSUBASA連携シナジー

第四北越銀行は、2021年12月に、TSUBASAアライアンス参加行のなかで営業エリアが隣接する株式会社群馬銀行との間で、地域への更なる貢献と企業価値の持続的向上を目的とした連携協定「群馬・第四北越アライアンス」を締結いたしました。シンジケートローンの共同組成などによる本アライアンスでの連携効果は2022年3月末時点ですでに約15億円にのぼっております。両行のノウハウや地理的特性などを活用した様々な施策による今後5年間（2022年4月～2027年3月）での連携効果（累計）は約80億円と見込んでおります。



持続的な成長に向けたESG（環境・社会・ガバナンス）・SDGs※への取り組み

当社グループでは、気候変動対応をはじめとしたサステナビリティを巡る課題に積極的に取り組んでおり、その一環として2021年4月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言※へ賛同いたしました。また、2021年5月に当社社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置したほか、2021年12月には「第四北越フィナンシャルグループ サステナビリティ基本方針」を制定し、サステナビリティへの取り組み方針を明確化いたしました。

なお、当社のサステナビリティに関する取り組みにつきましては、40頁の「トピックス2 サステナビリティへの取り組み」でご紹介しております。

※SDGs

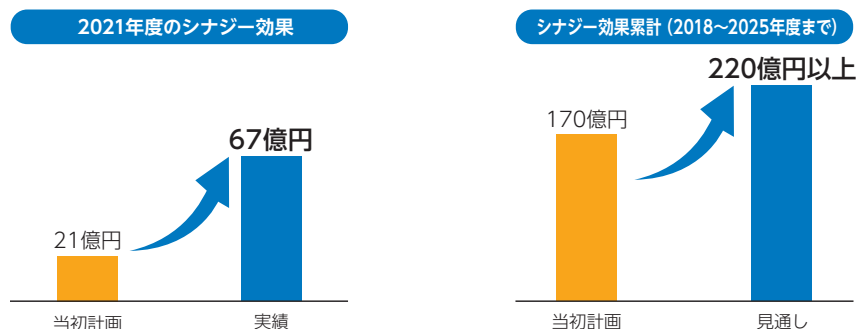
2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、持続可能な世界を実現するための17の目標により構成されております。

※TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言

2015年に金融安定理事会（FSB）により設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース」では、企業に対して気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の財務的影響を把握して開示することを提言しています。

<ご参考> 経営統合によるシナジー効果

2021年度の経営統合によるシナジー効果（経営統合関連費用などのマイナス要因も含めた全体の効果額）は、当初計画を46億円上回る67億円となりました。2018年度から2025年度までのシナジー効果の累計は、当初計画の170億円を大きく上回る220億円以上となる見通しです。



基本戦略Ⅱ 生産性の飛躍的向上

DX（デジタル・トランスフォーメーション）等による利便性向上への取り組み

第四北越銀行では、DXによるお客さまの利便性向上に向けた取り組みとして、2021年4月より全営業店の窓口において、ご相続などの専門性が高い分野について、本部の専担者とWEBにて直接ご相談いただける環境を整えたほか、8月からはマイカーローンなどに加えて、医療保険についてもインターネットでお申込みが完結する仕組みをご提供しております。

また、窓口における様々な銀行取引のお手続き方法の見直しも積極的に進めており、2021年10月からは新潟県税及び新潟県内市町村の税金等の口座振替手続きにおいて、個人のお客さまを対象に「口座振替依頼書」への届出印の押印を不要とする印鑑レスの取り扱いを開始いたしました。

今後も、デジタル技術を活用したサービスのご提供など、より一層の利便性向上に努めてまいります。

組織横断的な「構造改革」の取り組み

第四北越銀行では、2021年4月に頭取を委員長とする「構造改革推進委員会」を立ち上げ、「営業改革」「営業店業務改革」「本部業務改革」の3つを柱とする「構造改革」を組織横断的に進めております。同委員会では、投資案件を全社的観点から審議することでコスト管理の厳格化を図っており、2022年3月期の連結OHR（連結粗利益に対する連結営業経費の割合）が71.2%と前期比13.5ポイント低下するなど取り組みの成果が現れております。

引き続きグループ一体で「構造改革」に取り組み、変化し続ける経営環境に適応していくための業務体制の構築と財務体質の強化に取り組んでまいります。

基本戦略Ⅲ 人財力の育成・強化

“一志団結”に向けた取り組み

当社グループでは、経営理念の実現に向けて、組織のベクトルを合わせるための活動として、役員と職員との対話交流会を半期に1回、定期的に開催し、役員が直接、職員へ経営方針を説明しているほか、様々なテーマに関して活発な意見交換を行っております。

なお、第四北越銀行では、合併と同時に職員の成長を支援する新たな人事制度がスタートしているほか、組織融和の促進に向けて、合併から2022年3月末までに全職員の4割にあたる約1,900人の異動を実施しております。

地域への貢献に向けて、今後も全役職員が“一志団結”してまいります。

※ 「一志団結」

第二次中期経営計画で掲げたグループ全役職員の合言葉です。全役職員が当社の経営理念を実現しようとする強い気持ちである「志」を一つにして、地域への永続的な貢献に取り組むことを示しています。



▲社長による管理職との対話交流会



▲役員による職員との対話交流会

「人的資本」の増強に向けた取り組み

当社グループでは、人材を持続的な発展に向けた礎となる最も重要な資本、いわゆる「人的資本」として捉え、多様な人財の活躍に向けた人財育成に積極的に取り組んでおります。また、女性やシニア層の活躍促進や、DXに関する専門人財の育成に向けた各種取り組みを強化しているほか、職員の検診体制の充実や健康増進活動など、グループ内での健康経営にも積極的に取り組んでおります。

なお、当社の多様な人財の活躍に向けた取り組みにつきましては、43頁の「トピックス3 多様な人財の活躍に向けた取り組み」でご紹介しております。

基本戦略Ⅳ リスクマネジメントの深化

コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化

当社では、全役職員が法令等を遵守し業務の適正かつ健全な運営を図るため、グループ全社で不祥事件未然防止の強化に取り組むなど、高い倫理観の確立に向けた取り組みを継続しております。

今後も経営の根幹であるコンプライアンス態勢の強化にグループ一体で取り組んでまいります。

コーポレートガバナンスの高度化に向けた取り組み

当社では、取締役の選解任や報酬、後継者計画等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として「指名・報酬委員会」を設置しております。

今後もコーポレートガバナンスの高度化に向け、取締役会の実効性向上などに積極的に取り組んでまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンス体制につきましては、45頁の「<ご参考>コーポレートガバナンス体制」に記載しております。

サイバーセキュリティに関する取り組み

当社では、2018年2月に第四北越銀行が発起人となり設置した「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会」を通じて、県内金融機関等との連携によるサイバーセキュリティの高度化に取り組んでおります。デジタル技術の進展が加速するなか、脅威が増しているサイバー攻撃への対策を含め、グループ全社におけるITリスクを一元的に管理する態勢を強化することで、お客さまがいつでも安心して各種サービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

マネー・ローンダリング等防止に向けた対応

当社グループは、T S U B A S A アライアンス参加行とも連携し、マネー・ローンダリング※及びテロ資金供与の防止に向けた組織的な対策を実施しております。今後もマネー・ローンダリング等防止に向けたリスク管理態勢の一層の高度化を進めてまいります。

※マネー・ローンダリング

犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為のことです。

ご参考 経営指標（KPI）の実績

第二次中期経営計画の経営指標（KPI）につきましては、成長性の指標である非金利収益やグループ会社収益が前期比で大幅に増加したほか、効率性を示す連結OHRも前期比で低下したことなどから、収益性の指標である連結当期純利益は前期比43億円増益の151億円となりました。また、健全性を示す連結自己資本比率も前期比で上昇するなど、各種取り組みの成果が着実に現れております。

経営指標（KPI）		2021年3月期	2022年3月期
収益性	連結当期純利益 ^{※1} （億円）	107	151
成長性	中小企業向け貸出平残 ^{※2} 前期比増加率（%）	1.4	▲1.8
	消費性貸出平残 ^{※2} 前期比増加率（%）	3.0	2.5
	非金利収益 ^{※3} 前期比増加率（%）	▲7.5	23.8
	グループ会社収益 ^{※4} 前期比増加率（%）	53.4	42.1
効率性	連結OHR ^{※5} （%）	84.7	71.2
	連結ROE（%）	2.6	3.5
健全性	連結自己資本比率（%）	10.35	10.51

※1：親会社株主に帰属する当期純利益

※2：部分直接償却前の年間平均残高

※3：役員取引等利益及び国債等債券損益を除くその他業務利益の合計額

※4：第四北越銀行を除くグループ会社の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額

※5：連結粗利益に対する連結営業経費の割合

<連結ROEについて>

2022年3月期は3.5%と前期比0.9ポイント改善いたしました。現時点では、第二次中期経営計画の最終年度となる2024年3月期の目標を4.5%としておりますが、中長期的には、収益力を高めていくことを基本として5%以上を目指す方針としております。

■ 事業報告

主要な子会社である第四北越銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金

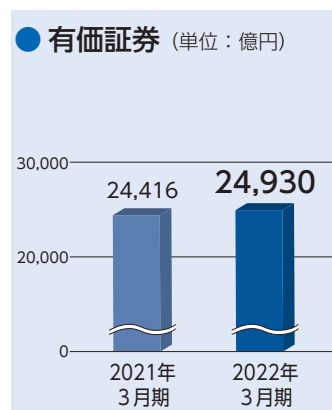
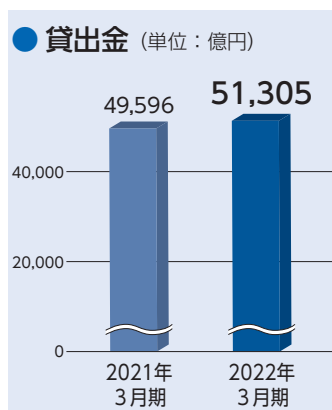
譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中2,550億円増加し、期末残高は8兆4,785億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、期中1,709億円増加し、期末残高は5兆1,305億円となりました。このうち、個人ローンの期末残高は1兆3,850億円、中小企業向け貸出の期末残高は1兆9,179億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、期中513億円増加し、期末残高は2兆4,930億円となりました。



損益

損益状況につきましては、非金利収益の増加や経費の減少などから、経常利益は、前期比34億円増益の182億円、当期純利益は、前期比19億円増益の121億円となりました。

なお、当社の連結経常利益は、前期比60億円増益の235億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比43億円増益の151億円となりました。

(注) 2021年3月期は、合併前の北越銀行の2020年4月1日から12月31日までの計数を含んでおりません。

トピックス1 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢等への対応

「新型コロナウイルス・ウクライナ情勢・原材料価格上昇等に関するご相談窓口」の設置

第四北越銀行では、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、ウクライナ情勢や原材料価格の上昇などに伴うお客さまの様々なお悩みにお応えするため、2022年3月に「新型コロナウイルス・ウクライナ情勢・原材料価格上昇等に関するご相談窓口」を全営業店に設置いたしました。

資金繰りや貿易に関するご相談をはじめ、事業計画の見直しなど、当社グループのネットワークを活用し、お客さまのニーズに応じたコンサルティングをご提供してまいります。

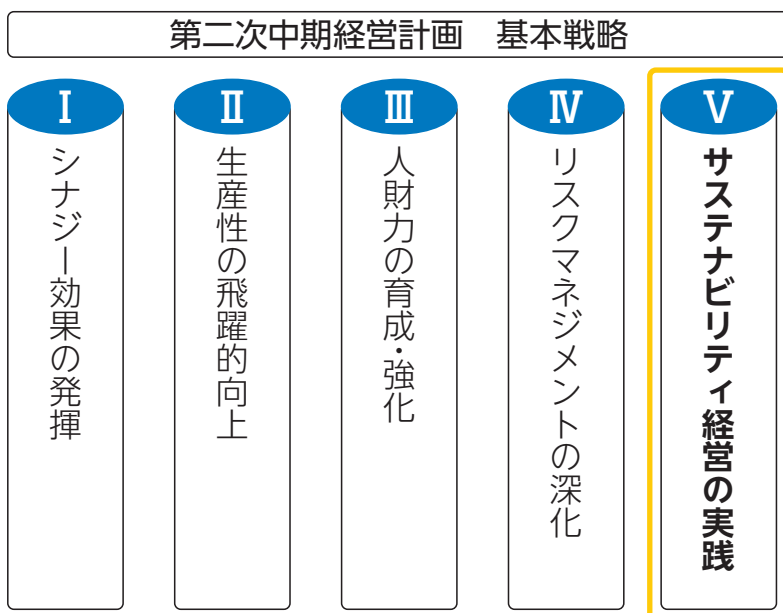


▲新型コロナウイルス・ウクライナ情勢・原材料価格上昇等に関するご相談窓口

トピックス2 サステナビリティへの取り組み

第二次中期経営計画の基本戦略に「サステナビリティ経営の実践」を追加

サステナビリティへの対応の重要性が加速度的に高まっていることから、2022年4月に、第二次中期経営計画の5番目の基本戦略として「基本戦略V. サステナビリティ経営の実践」を新たに掲げました。気候変動対応をはじめとしたサステナビリティを巡る課題にグループ一体で取り組んでまいります。



「環境・社会に配慮した投融資方針」の制定及びサステナビリティ関連目標の設定

当社グループでは、2022年5月に、投融資を通じて、地域の環境・社会課題の解決に向けた取り組みを加速させるため、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定いたしました。併せて、環境課題や社会課題の解決に資する投融資・リース取引の累計実行額（2021～2030年度）を1.5兆円とする「サステナブルファイナンス目標」と、当社グループにおけるCO2排出量を2030年度までに2013年度比で65%削減する「CO2排出量削減目標」を設定いたしました。

サステナビリティ関連の商品・サービスの拡充

① 寄付型私募債「SDGs 私募債」の取り扱い

第四北越銀行では、2020年11月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々に安全かつ栄養のある食事・食品をご提供することを目的とした「にいがた『食のきずな』応援私募債」の募集を開始し、2021年7月からは「職」への支援を追加した「にいがた『食・職のきずな』応援私募債」を取り扱っております。この取り組みにご賛同いただき本私募債を発行したお客さま合計116社と第四北越銀行が連名で、新潟県社会福祉協議会を通じて、新潟県内の子ども食堂運営団体やフードバンク運営団体へ総額1,081万円を寄付いたしました。

なお、寄付型私募債は、2013年9月に第四北越銀行が国内で初めて取り扱いを開始したもので、2022年3月末までにのべ881団体へ寄付を実施し、寄付金の累計額は1億7千万円にのぼっております。



▲子ども食堂運営団体などへの寄付



② 「サステナビリティ・リンク・ファイナンス」の取り扱い

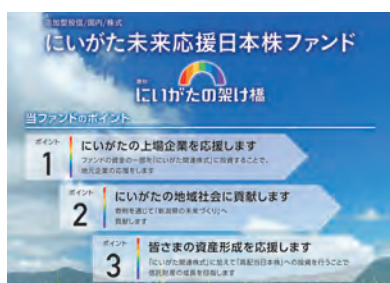
第四北越銀行は、2021年8月より、お客さまが設定したSDGsやESGに関連する挑戦目標（SPTs）の達成状況に応じてローン・私募債の適用金利等の条件が変動する「サステナビリティ・リンク・ファイナンス」の取り扱いを開始いたしました。本ファイナンスでは、お客さまのSPTsについて外部機関から評価（第三者評価）を得る仕組みとしており、お客さまは評価を得ることで自社の取り組みの妥当性をステークホルダーに訴求することが可能となります。

③ 「第四北越SDGsコンサルティングサービス」の取り扱い

第四北越銀行は、2021年9月より、地域におけるSDGsの達成に向けた取り組みをご支援するため、「第四北越SDGsコンサルティングサービス」の取り扱いを開始いたしました。このサービスは、法人のお客さまのSDGsの達成に向けた取り組み状況を診断し、その結果を踏まえたお客さま独自のSDGs宣言の策定をサポートするものです。2022年3月末までに、累計40社の宣言策定をサポートいたしました。

④ 「にいがた未来応援日本株ファンド」の取り扱い

第四北越証券は、2019年5月より、新潟県の未来を応援するための寄付型投資信託「にいがた未来応援日本株ファンド（愛称：にいがたの架け橋）」を販売しております。本投資信託は、資金の一部を、新潟県に本社を置く上場企業などを対象とした「にいがた関連株式」に投資することで、新潟県の経済に貢献されている企業を応援する商品となっているほか、新潟県の未来づくりをご支援するため、お客さまよりご負担いただいた運用管理費用（信託報酬）の一部を新潟県や県内の福祉団体へ寄付しております。2022年3月末までに、累計約21百万円の寄付を行っております。



▲新潟県などへの寄付

環境省の各種支援事業への積極的な取り組み

① 「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」の事業者へ採択

第四北越リースは、2021年6月に、本事業の指定リース事業者へ採択されました。この事業は、リースにより脱炭素機器を導入するお客さまに対して、総リース料の一定割合を補助することで、お客さまの脱炭素化に向けた取り組みを積極的にご支援するものです。

② 「令和3年度 ESG地域金融促進事業」の参加金融機関へ採択

第四北越銀行は、2021年7月に、T S U B A S A アライアンス参加行である株式会社千葉銀行及び株式会社北洋銀行と共同で、本事業への参加金融機関へ採択されました。本事業では、それぞれの地域における食産業が抱える課題へのアプローチ手法やESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を考慮した事業性評価のモデル化に取り組みました。

③ 「TCFD提言に沿った気候リスク・機会のシナリオ分析パイロットプログラム支援事業（金融機関向け）」の参加金融機関へ採択

第四北越銀行は、2021年9月に、本事業の参加金融機関へ採択されました。本事業では、気候変動が財務等に与える影響を定量・定性的に考察し、経営管理や情報開示の高度化に向けたノウハウの蓄積に取り組みました。

トピックス3 多様な人財の活躍に向けた取り組み

女性活躍促進への取り組み

① 「プラチナくるみん」と「えるぼし認定段階3」のダブル取得

第四北越銀行は、厚生労働大臣より、高い水準で子育てサポートに取り組む企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しているほか、女性が活躍する企業として「えるぼし認定段階3」を取得しております。

2022年3月末現在で、「プラチナくるみん」と「えるぼし認定段階3」の認定をダブル取得している新潟県内の企業は第四北越銀行のみとなっております。

② 経営職層等への登用にに向けた「女性活躍推進プログラム」の開始

第四北越銀行では、経営職層や管理職層への女性行員の登用にに向けて、2021年度より「女性活躍推進プログラム」を開始しており、現在、13名の女性行員が同プログラムに参加しております。

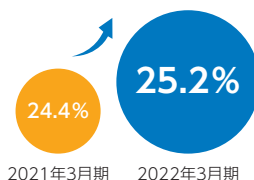
なお、2022年3月期における女性管理・監督職比率は前期比+0.8ポイントの25.2%、育児休暇取得率は、同+15.2ポイントの67.0%となっております。

また、第四北越銀行では、2022年6月16日付で当社グループ初の女性執行役員が就任予定です。

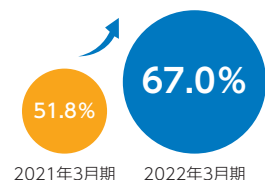


▲「女性活躍推進プログラム」の研修

女性管理・監督職比率



育児休暇取得率



健康経営への取り組み

第四北越銀行は、2022年3月に、経済産業省及び日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において「健康経営優良法人（ホワイト500）」に5年連続で認定されました。なお、5年連続で認定された企業は、新潟県内では第四北越銀行のみとなっております。



トピックス4 政策保有株式に関する取り組み

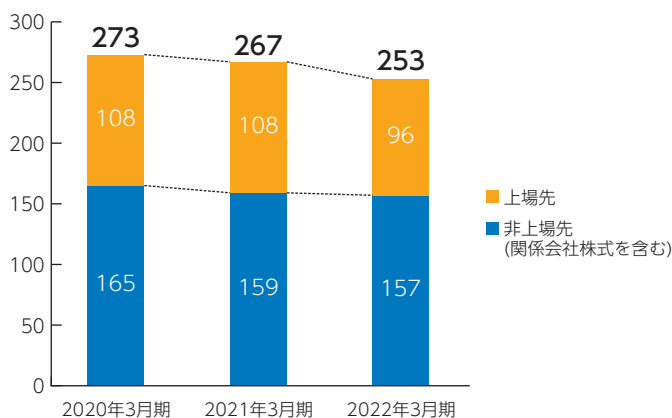
政策保有株式の削減に向けた取り組み

当社では、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた「政策保有株式の保有に係る基本方針」に基づく対応を進めており、2022年3月期における保有銘柄数は、前期比14銘柄減少いたしました。今後も基本方針に沿った対応を継続してまいります。

<政策保有株式に関する方針>

- ・当社及び第四北越銀行は、政策保有株式については、取引先及び当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たうえで、政策保有株式の縮減を進める。
- ・個別の政策保有株式については、「政策保有株式の保有に係る基本方針」を定め、リターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点、取引先と地域経済との関連性の観点及び業務提携等の事業戦略上の観点から定期的に取り締役会にて検証し、保有の適否を総合的に判断する。

政策保有株式の銘柄数の推移



<ご参考>コーポレートガバナンス体制

－基本方針－

当社グループは、ステークホルダーであるお客さまや地域、株主の皆さまからの高い評価と揺ぎない信頼を確立するため、財務面での健全性や収益力の向上と共に、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と認識し、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めます。

当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」はこちらをご覧ください。
(URL) <https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/>



－体制－

① 取締役会

当社グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 35.7% (14名中5名)
2021年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

② 監査等委員会

法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会と同様に監督機能を担うとともに、各取締役の業務執行を監査しております。

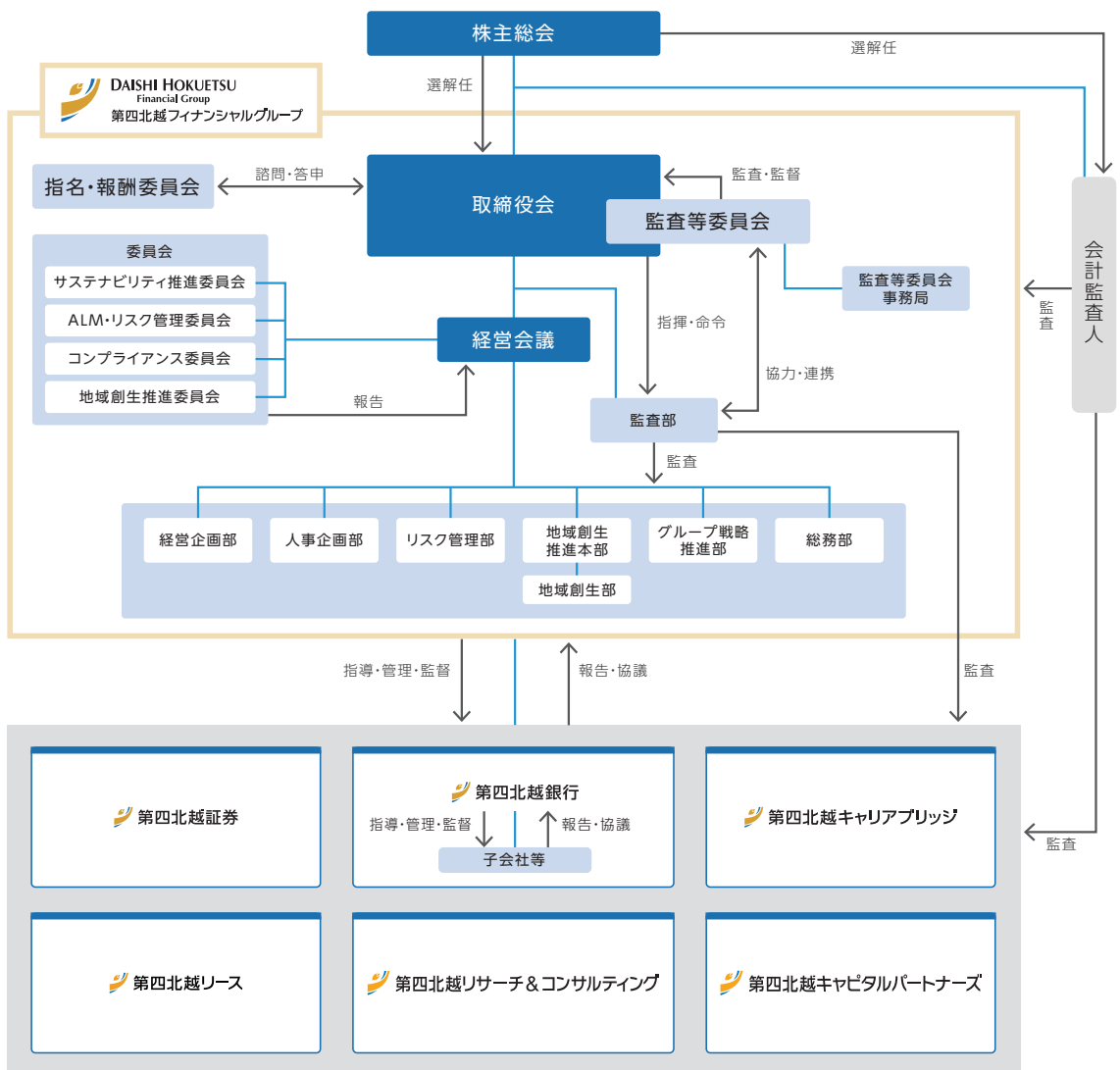
議長	常勤監査等委員
構成	社外取締役の比率 83.3% (6名中5名)
2021年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

③ 指名・報酬委員会

取締役会が任意に設置する諮問機関として、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として設置しており、取締役の選解任や報酬、後継者計画に関する重要事項等を審議、取締役会へ答申しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 62.5% (8名中5名)
2021年度の開催回数	4回
主な審議事項	①取締役の選任・解任 ②代表取締役の選定・解職 ③役付取締役の選定・解職 ④取締役(監査等委員を除く)の報酬等(報酬限度額及び個人別報酬額) ⑤取締役(監査等委員)の報酬等(個人別報酬額の配分に関する事項は含まない) ⑥後継者計画

コーポレートガバナンス体制図



対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、従来からの少子高齢化を伴う人口減少や超低金利環境の常態化、異業種との競争激化などに加えて、近年は新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や地政学的リスクの顕在化といった新たなリスク要因も生じるなど、不確実性を増しながら多面的に変化しております。同時に、デジタル技術の進展を背景としたDX（デジタル・トランスフォーメーション）や、気候変動対応をはじめとするサステナビリティへの取り組みの重要性が加速度的に高まっております。

このような経営環境のもと、当社は設立4年目を迎え、子会社である第四北越銀行も合併2年目を迎えました。2021年4月よりスタートさせた第二次中期経営計画における最重要経営課題である「収益力の強化」「経営の効率化」「健全性の維持・向上」の実現に向けて、ノウハウの共有や重複機能の整理、経営資源の再配分による収益力の向上とコスト削減を実現する「①合併シナジー」、当社グループ企業が持つあらゆるサービスをワンストップかつ最適な形でご提供することで得られる「②グループシナジー」、そして、地方銀行最大の広域アライアンスによる規模のメリットと情報連携の優位性を活用した「③TSUBASA連携シナジー」の3つのシナジー効果の最大化に引き続き取り組んでまいります。

この「TSUBASAアライアンス」は、現在、第四北越銀行を含む地方銀行10行が参加しており、システム分野にとどまらず、営業推進やリスク管理などのあらゆる分野で連携の領域が拡大しています。また、新たなビジネスモデルの探索にも取り組んでおり、今後も本アライアンスでの連携を一層深化させ、「イノベーション加速のメインエンジン」として最大限活用してまいります。なお、2021年12月に、同アライアンス参加行である株式会社群馬銀行との間で「群馬・第四北越アライアンス」を締結しており、営業地盤が隣接する両行の地理的特性を活かした連携を更に深めてまいります。

DXにつきましては、デジタル化社会の進展を的確に捉えて、お客さまへご提供するサービスの利便性向上や業務プロセスの改革に取り組むとともに、グループ機能を活用し、お客さまのDXに向けた取り組みもご支援してまいります。

サステナビリティへの取り組みにつきましては、本年4月より、第二次中期経営計画の5番目の基本戦略として「サステナビリティ経営の実践」を新たに掲げました。当社グループの「サステナビリティ基本方針」に基づき、サステナビリティに関するリスクと機会を鋭敏に捉えて、地域を取り巻く環境・社会問題について中長期的観点から主体的かつ積極的に取り組んでまいります。

また、皆さまからの当社グループへの信頼を揺ぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化にグループ全社で引き続き全力で取り組み、より高い倫理観の確立を図るとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づいた質の高いガバナンス態勢の構築に努めてまいります。

こうした取り組みを通じて、県内最大の金融・情報サービスグループとしての社会的責任を果たし、地域社会の持続的成長と企業価値の向上を目指してまいります。

皆さまには、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

※DXへの取り組みは35頁、サステナビリティへの取り組みは40頁～43頁をご参照ください。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	118,007	154,698	143,132	135,711
経常利益	16,706	19,410	17,500	23,545
親会社株主に帰属する当期純利益	56,844	12,875	10,795	15,144
包括利益	37,353	△17,578	52,748	△12,338
純資産額	429,073	406,453	453,845	433,505
総資産	8,950,224	8,966,437	9,706,533	10,670,304

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2018年度に負ののれん発生益472億7百万円を特別利益に計上しております。
 3. 当社は、2018年10月1日付で株式会社第四銀行と株式会社北越銀行の経営統合に伴い、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、株式会社第四銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、2018年度の連結経営成績は、取得企業である株式会社第四銀行の2018年度の連結経営成績を基礎に、株式会社北越銀行の2018年10月1日～2019年3月31日までの連結経営成績を連結したものになります。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	4,597	8,820	8,115	8,966
受取配当額	3,541	6,429	5,513	8,179
銀行業を営む子会社	3,541	6,417	5,513	8,179
その他の子会社	—	11	—	—
当期純利益	3,474	6,306	5,564	8,292
1株当たり当期純利益	円 銭 75 74	円 銭 138 18	円 銭 121 79	円 銭 181 99
総資産	321,250	322,082	322,242	324,519
銀行業を営む子会社株式等	318,638	310,485	310,485	308,516
その他の子会社株式等	—	8,145	8,145	12,782

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			
	銀行業	リース業	証券業	その他
使用人数	3,153人	68人	200人	170人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【第四北越銀行】

① 営業所数

			当年度末（注1）		営業拠点数（注2）	
			うち出張所		うち出張所	
新	潟	県	189店	（ 5 ）	160店	（ 5 ）
東	京	都	3	（ ー ）	2	（ ー ）
埼	玉	県	3	（ ー ）	3	（ ー ）
群	馬	県	2	（ ー ）	2	（ ー ）
北	海	道	1	（ ー ）	1	（ ー ）
福	島	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
神	奈	川	1	（ ー ）	1	（ ー ）
富	山	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
愛	知	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
大	阪	府	1	（ ー ）	1	（ ー ）
合		計	203	（ 5 ）	173	（ 5 ）

(注1) 営業所数には、店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しており、振込専用支店（2店）やインターネット支店（1店）、コンビニATM支店（1店）は含んでおりません。なお、上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所設置しております。

(注2) 店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業拠点数を記載しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ロ リース業、証券業及びその他の事業

リース業、証券業及びその他の事業の状況につきましては「(6)重要な親会社及び子会社等の状況、ロ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
設備投資の総額	2,460	218	28	120	2,828

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	設備の内容	投資金額
銀行業 株式会社第四北越銀行	長岡本店営業部移設	904
	ソフトウェア	891
	関屋支店移設	59
	加茂支店移設	13
	白根支店移設	12

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「長岡本店営業部移設」は、長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業に係る当年度中の投資額であります。
 3. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含めております。
 4. 関屋支店は、関屋中央支店と店舗を統合しており、2022年中を目途に旧関屋支店の所在地へ新築移転することを予定しております。また、金額については当年度中の投資額であります。
 5. 加茂支店は、加茂中央支店、西加茂支店と店舗を統合しており、2023年中を目途に旧西加茂支店の所在地へ新築移転することを予定しております。また、金額については当年度中の投資額であります。
 6. 白根支店は、白根中央支店との店舗統合に合わせて、2022年中を目途に新築移転することを予定しております。また、金額については当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	銀行業	32,776百万円	100.00%	—
第四北越証券株式会社	新潟県長岡市城内町 三丁目8番地26	証券業	600百万円	100.00%	—
第四北越キャリアブリッジ株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	人材紹介業、企業の人材に関するコンサルティング業務	30百万円	100.00%	—
第四北越リース株式会社	新潟県新潟市中央区 明石二丁目2番10号	リース業	100百万円	100.00%	—
第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	コンサルティング業務、経済・社会に関する調査研究・情報提供業務	30百万円	100.00%	—
第四北越キャピタルパートナーズ株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	ベンチャーキャピタル業務	20百万円	100.00%	—
第四信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 本町通五番町224番地1	信用保証業務	50百万円	(100.00%)	—
北越信用保証株式会社	新潟県長岡市宮原 二丁目13番23号	信用保証業務	210百万円	(100.00%)	—
北越リース株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	リース業	100百万円	(100.00%)	—
第四コンピューターサービス株式会社	新潟県新潟市中央区 鏡一丁目1番17号	コンピューター関連業務	15百万円	(30.00%)	—
第四ジェーシービーカード株式会社	新潟県新潟市中央区 上大川前通八番町1245番地	クレジットカード・信用保証業務	30百万円	(66.66%)	—
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区 上大川前通八番町1245番地	クレジットカード業務	30百万円	(70.00%)	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	クレジットカード・信用保証業務	20百万円	(100.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
 4. 第四リース株式会社、だいし経営コンサルティング株式会社及び株式会社ホクギン経済研究所は2021年10月1日付で「第四北越リース株式会社」、「第四北越キャピタルパートナーズ株式会社」、「第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社」へそれぞれ商号を変更しております。
 5. 上記13社は連結子会社及び子法人等であります。

(重要な業務提携の概況)

- 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。

2. 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
3. 株式会社第四北越銀行は、株式会社群馬銀行との間で、「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
並木 富士雄	代表取締役会長 統括、監査部担当	北陸瓦斯株式会社 社外取締役 株式会社新潟放送 社外取締役	—
殖栗 道郎	代表取締役社長 取締役会議長 統括	株式会社第四北越銀行 取締役頭取（代表取締役）	—
広川 和義	代表取締役専務 人事企画部、リスク管理部担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役	—
高橋 信	取締役 総務部、システム事務 部門担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長	—
柴田 憲	取締役 経営企画部、グループ 戦略推進部、市場運用 部門担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役	—
田中 孝佳	取締役	株式会社第四北越銀行 常務取締役本店営業部長兼 新潟支店長兼新潟空港出張 所長	—
牧 利幸	取締役 地域創生推進本部長兼 地域創生部長	株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長	—
渡辺 雅美	取締役	株式会社第四北越銀行 専務執行役員長岡本店営業 部長兼長岡営業部長	—
木村 裕	取締役（監査等委員）	—	—
増田 宏一	取締役（監査等委員） （社外取締役）	公認会計士 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	財務・会計に関する 知見を有しております。
福原 弘	取締役（監査等委員） （社外取締役）	弁護士 株式会社ヤマノホールディングス 社外監査役	—
小田 敏三	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社新潟日報社 代表取締役会長 株式会社新潟放送 社外取締役	—
松本 和明	取締役（監査等委員） （社外取締役）	京都産業大学経営学部 マネジメント学科教授	—
森 邦雄	取締役（監査等委員） （社外取締役）	公益財団法人環日本海経済 研究所 副代表理事 株式会社ブルボン 社外取締役	—

(注) 1. 当社は増田宏一、福原弘、小田敏三、松本和明及び森邦雄の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

事業報告

- 社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、木村裕氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 社内取締役が経験を有する分野及び当社が社外取締役に特に期待する分野につきましては、28頁<ご参考2>を参照願います。
- 監査等委員である取締役小田敏三氏は、2022年6月23日付で株式会社新潟放送の社外取締役に退任し、同日付で同社の監査役に就任予定です。

当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当
長谷川 聡	2021年6月25日	任期満了	取締役 審査部門担当
渡邊 卓也	2021年6月25日	任期満了	取締役 総務部・市場運用部門担当
佐藤 勝弥	2021年6月25日	任期満了	取締役 統括

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	11名	70	33	21	14
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	1名	25	25	—	—
社外取締役	5名	31	31	—	—
計	17名	126	89	21	14

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表には、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役3名を含んでおります。
 3. 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 4. 当社は信託を活用した株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、当該制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに関する費用計上額を記載しております。
 5. 上記取締役に使用人兼務取締役はおりません。

② 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりです。

(取締役の報酬等の決定方針の概要)

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで取締役会の決議にて、監査等委員である取締役の個人別報酬額は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて、各取締役の報酬額を年度毎に決定しています。

- ・株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ・報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループを目指すという当社グループの役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ・監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ・具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績指標の目標達成度合に連動する賞与及び中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるための信託型株式報酬で構成するものとする。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮し、基本報酬のみとする。

(i) 基本報酬に関する事項

区分	内容
監査等委員でない取締役	月額固定報酬とします。役位毎に定めた基本報酬額を指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。
監査等委員である取締役	月額固定報酬とします。常勤・非常勤の別によって基本報酬額を定め、監査等委員である取締役の協議にて決定します。

事業報告

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

賞与は年度毎の業績に基づく業績連動報酬とします。目標とする利益水準や、その達成度合に応じた支給テーブルは、年度毎に指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。

	内容
業績指標及び当該業績指標を選択した理由	株主還元率の算出ベースとなる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と、主要な子会社である子銀行の本業利益の水準を示すコア業務純益とします。
算定式	賞与＝役位毎の賞与基準額×業績連動係数
業績連動係数	業績連動係数＝当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益に係る適用倍率×0.5＋子銀行コア業務純益に係る適用倍率×0.5
適用倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と子銀行コア業務純益の目標達成度合に応じて70～130%の幅で変動します。 なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益もしくは子銀行コア業務純益が目標の50%以下、または減配となる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議します。 なお、支給テーブル設定時には想定しえなかった一時的な特殊要因として勘案すべき要素が発生した場合等、その影響を排除したうえで業績等の評価を行うことが妥当であると認められる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議することがあります。

当事業年度における指標の目標額及び支給テーブルは以下のとおりです。

(当事業年度目標)

当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益110億円

子銀行コア業務純益165億円

倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益	子銀行コア業務純益
130%	143億円以上	214.5億円以上
120%	132億円以上～143億円未満	198億円以上～214.5億円未満
110%	121億円以上～132億円未満	181.5億円以上～198億円未満
100%	110億円以上～121億円未満	165億円以上～181.5億円未満
90%	99億円以上～110億円未満	148.5億円以上～165億円未満
80%	88億円以上～99億円未満	132億円以上～148.5億円未満
70%	88億円未満	132億円未満

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益が151億円、子銀行コア業務純益が236億円であります。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は信託型株式報酬であり、役位毎に定めた報酬基準額を、指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。報酬額に応じたポイントを毎年1回付与し、当社及び子銀行の取締役（監査等委員である取締役を含みます）及び執行役員のいずれも退任した際に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、信託を通じて交付及び給付します。

(iv) 報酬の構成割合

監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬・賞与・非金銭報酬である信託型株式報酬にて構成し、報酬の種別毎に役位に応じた基準額を定めております。報酬の構成割合は、賞与の業績連動係数が100%の場合、基本報酬：賞与：信託型株式報酬＝50：25：25を概ねの目安としております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

この限度額とは別枠として、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の株式報酬は3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を390百万円、当社が1事業年度に付与するポイント数（1ポイント＝当社株式1株）の上限を90,000ポイントとして決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役4名）です。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
増田 宏一	会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
福原 弘	同上
小田 敏三	同上
松本 和明	同上
森 邦雄	同上

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役 (監査等委員である取締役含む)	<p>当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。</p> <p>当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役ならびに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。</p> <p>ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。</p>
株式会社第四北越銀行取締役 (監査等委員である取締役含む)、 執行役員	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
増田 宏一	公認会計士 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
福原 弘	弁護士 株式会社ヤマノホールディングス 社外監査役
小田 敏三	株式会社新潟日報社 代表取締役会長 株式会社新潟放送 社外取締役
松本 和明	京都産業大学経営学部マネジメント学科教授
森 邦雄	公益財団法人環日本海経済研究所 副代表理事 株式会社ブルボン 社外取締役

(注) 1. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。
2. 監査等委員である取締役小田敏三氏は、2022年6月23日付で株式会社新潟放送の社外取締役を退任し、同日付で同社の監査役に就任予定です。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
増田 宏一	3年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会4回のうち、4回出席しております。	公認会計士としての財務・会計に関する幅広い知見を活かし、筆頭独立社外取締役として、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
福原 弘	3年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会4回のうち、4回出席しております。	弁護士としての法律に関する幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
小田 敏三	3年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回出席しております。また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会4回のうち、4回出席しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

事業報告

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
松本和明	3年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会4回のうち、4回出席しております。	大学教授としての経営学に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
森邦雄	9か月	監査等委員である取締役就任後に開催された当年度の取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会3回のうち、3回出席しております。	新潟県副知事経験者としての地域行政に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	31	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容
増田宏一	意見はございません。
福原弘	同上
小田敏三	同上
松本和明	同上
森邦雄	同上

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	45,942千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	26,163名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,615 ^{千株}	10.07%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,552	5.57
明治安田生命保険相互会社	1,624	3.54
第四北越銀行従業員持株会	1,192	2.60
日本生命保険相互会社	1,156	2.52
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	851	1.85
岡 秀朋	790	1.72
損害保険ジャパン株式会社	718	1.56
大同生命保険株式会社	705	1.54
東北電力株式会社	638	1.39

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に、当社が役員に対して交付した当社株式はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 熊 木 幸 雄 指定有限責任社員 森 本 洋 平 指定有限責任社員 高 橋 秀 和	13	当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 報酬等につきましては、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、79百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7 会計参与に関する事項

会計参与は不在であり、該当事項はありません。

8 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	2,758,985
買入金銭債権	14,115
商品有価証券	3,018
有価証券	2,501,271
貸出金	5,114,102
外国為替	16,304
その他資産	175,270
有形固定資産	56,855
建物	13,334
土地	32,201
リース資産	3
建設仮勘定	3,249
その他の有形固定資産	8,067
無形固定資産	13,919
ソフトウェア	12,654
リース資産	36
その他の無形固定資産	1,228
退職給付に係る資産	14,352
繰延税金資産	10,295
支払承諾見返	18,966
貸倒引当金	△27,153
資産の部合計	10,670,304

科目	金額
負債の部	
預金	8,207,503
譲渡性預金	233,401
売現先勘定	37,006
債券貸借取引受入担保金	298,397
借入金	1,358,761
外国為替	209
信託勘定借	2,886
その他負債	65,100
賞与引当金	2,350
役員賞与引当金	120
株式報酬引当金	541
退職給付に係る負債	653
役員退職慰労引当金	36
睡眠預金払戻損失引当金	1,454
偶発損失引当金	1,615
特別法上の引当金	16
繰延税金負債	2,610
再評価に係る繰延税金負債	5,163
支払承諾	18,966
負債の部合計	10,236,798
純資産の部	
資本金	30,000
資本剰余金	98,865
利益剰余金	281,174
自己株式	△1,566
株主資本合計	408,473
その他有価証券評価差額金	8,030
繰延ヘッジ損益	464
土地再評価差額金	6,251
退職給付に係る調整累計額	5,240
その他の包括利益累計額合計	19,987
非支配株主持分	5,044
純資産の部合計	433,505
負債及び純資産の部合計	10,670,304

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		135,711
資金運用収益	62,684	
貸出金利息	45,612	
有価証券利息配当金	16,008	
コールローン利息及び買入手形利息	△69	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	762	
その他の受入利息	369	
信託報酬	53	
役務取引等収益	28,715	
その他業務収益	34,066	
その他経常収益	10,190	
償却債権取立益	501	
その他の経常収益	9,689	
経常費用		112,166
資金調達費用	2,287	
預金利息	458	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
売現先利息	112	
債券貸借取引支払利息	174	
借入金利息	33	
その他の支払利息	1,497	
役務取引等費用	7,703	
その他業務費用	24,179	
営業経費	65,070	
その他経常費用	12,924	
貸倒引当金繰入額	3,610	
その他の経常費用	9,314	
経常利益		23,545
特別利益		418
固定資産処分益	0	
新株予約権戻入益	418	
特別損失		622
固定資産処分損	119	
減損損失	74	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
株式報酬引当金繰入額	427	
税金等調整前当期純利益		23,342
法人税、住民税及び事業税	8,281	
法人税等調整額	△469	
法人税等合計		7,811
当期純利益		15,530
非支配株主に帰属する当期純利益		385
親会社株主に帰属する当期純利益		15,144

■ 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,121	流動負債	107
現金及び預金	1,121	未払費用	16
未収収益	207	未払配当金	33
未収還付法人税等	1,650	賞与引当金	34
その他	141	役員賞与引当金	21
		その他	0
固定資産	321,398	固定負債	1,184
有形固定資産	0	株式報酬引当金	161
工具、器具及び備品	0	長期預り金	1,001
		その他	21
無形固定資産	22	負債の部合計	1,291
商標権	7	純資産の部	
ソフトウェア	14	株主資本	323,227
投資その他の資産	321,375	資本金	30,000
投資有価証券	10	資本剰余金	287,606
関係会社株式	321,299	資本準備金	7,500
繰延税金資産	66	その他資本剰余金	280,106
		利益剰余金	7,188
資産の部合計	324,519	その他利益剰余金	7,188
		繰越利益剰余金	7,188
		自己株式	△1,566
		純資産の部合計	323,227
		負債及び純資産の部合計	324,519

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		8,966
関係会社受取配当金	8,179	
関係会社受入手数料	786	
その他	0	
営業費用		741
販売費及び一般管理費	741	
営業利益		8,224
営業外収益		47
雑収入	47	
営業外費用		0
雑損失	0	
経常利益		8,271
特別利益		418
新株予約権戻入益	418	
特別損失		383
株式報酬引当金繰入額	146	
その他の特別損失	237	
税引前当期純利益		8,307
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	△11	
法人税等合計		15
当期純利益		8,292

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四北越フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 木村 裕 ㊟

監査等委員 増田 宏一 ㊟

監査等委員 福原 弘 ㊟

監査等委員 小田 敏三 ㊟

監査等委員 松本 和明 ㊟

監査等委員 森 邦雄 ㊟

(注) 監査等委員増田宏一、福原弘、小田敏三、松本和明、森邦雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第4期 定時株主総会 株主総会会場のご案内



日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



場所

第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール

新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。



お車でご来場される場合は、第四北越銀行本店の駐車場をご利用いただくか、もしくは最寄りの駐車場をご案内させていただきます。なお、駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止についてのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康状態にかかわらず、極力ご来場をお控えいただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況の変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は当社ホームページ（<https://www.dhfg.co.jp/>）にてお知らせいたします。



DAISHI HOKUETSU
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。